
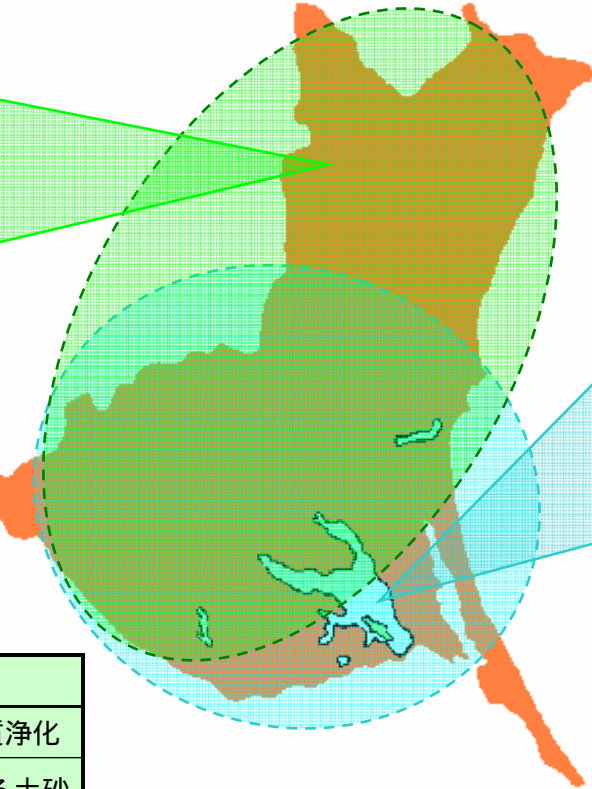



茨城県の自然環境の特徴（公益的機能）

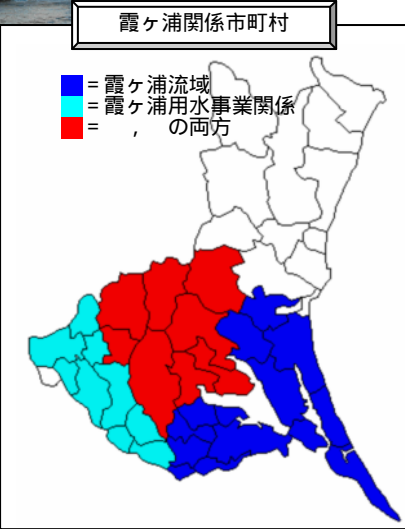
茨城県は、森林や霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川など多様で豊かな自然環境に恵まれている。これらの自然環境は、私たちの生活を支える公益的機能を有している。



（茨城県の森林の特徴）
 森林面積：約 189,000ha
 人工林面積：約 80,000ha
 平地林面積：約 41,000ha
 特に、県北地域は、林野率が高く（61.4%）、林業が盛んであるため人工林が多くなっています。

（霞ヶ浦の特徴）
 流域人口：約 100 万人
 流域面積：2,157km²
 （県全体の約 35%）
 水道用水や工業用水、農業用水の供給など 31 市町村が関係しています。



〔森林の公益的機能〕

種 類	主 な 内 容
水源かん養	降水の貯水，洪水防止，水質浄化
土砂流出防止	地表面の侵食により発生する土砂の流出や崩壊の防止
土砂崩壊防止	
地球温暖化防止	二酸化炭素の吸収，酸素の供給
保健休養	ハイキング，キャンプ等余暇の場
野生鳥獣保護	野生の鳥類等の貴重な生息の場
潮風害防止	潮風や飛砂による被害の防止

〔湖沼・河川等の公益的機能〕

種 類	主 な 内 容
水源（利水）	水道用水や工業用水，農業用水など水資源の確保
水産資源育成	水産資源を育み固有の水態系を形成
保健休養（親水）	良好な景観，野外レクリエーションの場
地球温暖化防止	二酸化炭素の吸収，酸素の供給



日中でも林内に光が届かないため、
下層植生が生育できず地表が露出



森林の公益的機能の低下により土砂が流出



森林保全のための取組み

1 これまでの取組みと課題

林業採算性の悪化等により管理放棄された森林が増加し、森林の荒廃が進行している。

【人工林】

〔これまでの取組み〕
林業活性化に重点を置いた森林整備を推進してきました。
県は、森林所有者等の自主的な整備を支援してきました。



〔課題〕
木材価格の著しい低下により、林業の採算性が悪化したことなどにより、管理放棄され荒廃した森林が増加しています。
本来間伐すべき時期にあるにもかかわらず、間伐されていない森林は、約 14,000ha (本来間伐を実施すべき人工林面積約 35,000ha の 40%) 存在すると見込まれています。

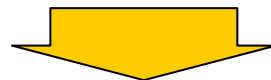
【平地林・里山林】

〔これまでの取組み〕
行政（市町村）による主体的な整備を推進してきました。
県は、市町村が取り組む平地林・里山林整備を支援してきました。



〔課題〕
薪炭材や農業用肥料の活用の減少などにより、利用価値が低下し、管理放棄され荒廃した森林が増加しています。
平地林・里山林の整備は、一部の市町村のみの取組みにとどまっています。

森林の荒廃や喪失が進行すると、土砂が流出しやすくなり自然災害防止機能が損なわれたり、二酸化炭素吸収源としての地球温暖化防止（大気保全）などの機能が発揮できなくなります（＝公益的機能の著しい低下）



公的関与や県民の理解と参画による森林整備を推進することが必要

2 今後の方向（今後重点的かつ緊急に取り組むべき施策例）

(1) 森林保全のための適正な森林整備の推進

森林を県民共有の公共財ととらえ、公益的機能を持続的に発揮するため、通常の2倍程度の密度調整を行う強度間伐（ ）による整備を、公的関与や県民の理解と参画により推進します。（林業活動による整備は既存財源で継続）

通常の間伐は、山林密度の20%程度の調整であるのに対し、約40%程度を調整するもの。これにより、下層植生が生えやすくなり、公益的機能（環境保全機能）の高い森林への転換が期待できます。

現 状	目的	良質な木材生産のための整備	
	手法	森林所有者等からの申請主義	
	間伐率	20%程度の通常間伐	
	結果	林業活動で整備可能な森林	管理放棄され荒廃した森林



今 後 の 方 向	目的	従来と同じ	公益的機能の発揮のための整備
	手法		地方団体と森林所有者等の協定
	間伐率		40%程度の強度間伐
	事業量	約800ha/年	約1,400ha/年

(2) 県産材利活用の促進（いばらき木づかい運動の推進）

森林資源の循環的な利用や健全な森づくりを実現することに加え、県民が木にふれる機会を確保するため、県産材利活用の促進につながる取組みを拡充します。

(3) 県民協働による森林づくりの推進

住民に身近な平地林・里山林は、県民を含めた地域主体の森林づくりにより保全します。



霞ヶ浦（湖沼・河川）の水質保全のための取組み

1 これまでの取組みと課題

霞ヶ浦の水質は、汚濁の進行が抑制されているが大幅な改善には至っていない。

霞ヶ浦は、平均水深が約4mしかなく、他の湖沼と比べても汚れやすくなっています。
 （琵琶湖(約40m)の1/10、洞爺湖(約116m)の約1/30)
 昭和40年代以降、流域人口の増加や産業活動の進展などに伴い水質汚濁が進行しました。
 これまで工場等に対する排水規制などの水質浄化対策を進めてきましたが、十分な効果
 上げていません。
 下水道等の普及による生活排水の処理率が未だ67%(琵琶湖では95%)に止まっています。

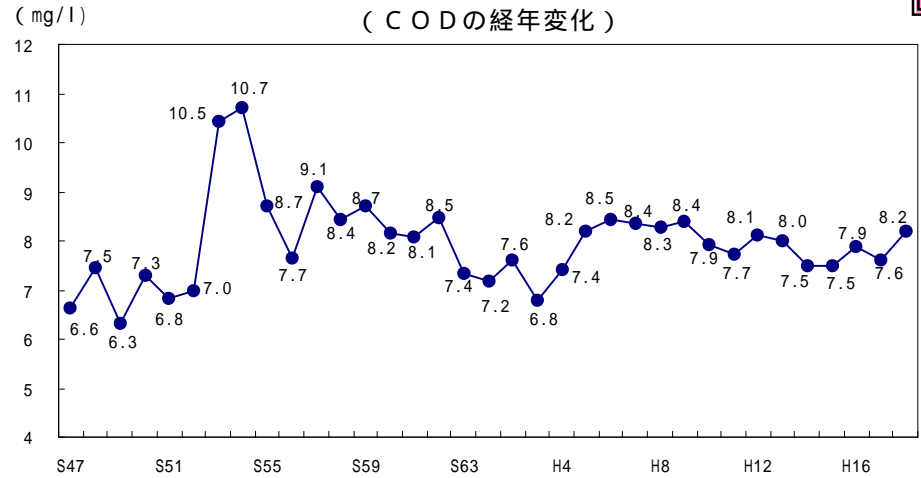
水道用水や工業用水、農業用水として、県南、鹿行、県西地域などで利用されている
 貴重な水源であり、霞ヶ浦の水質汚濁が進めば、県内の広い地域に影響が及びます
 （特に生活用水を利用する面で日常生活に及ぼす影響は大きくなります）



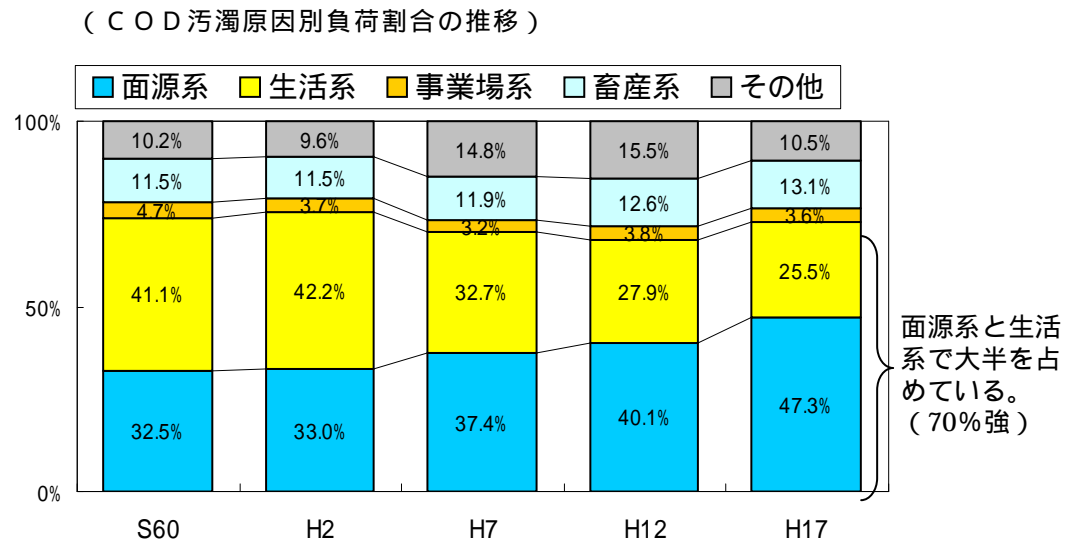
窒素・りんなどの流入により、アオコ（藻類）が大量発生し、湖面が緑色に変色



水質改善の効果を上げるためには、浄化対策の強化が必要



* COD（化学的酸素要求量）
 湖や海の水の汚れの程度を示す代表的な指標。数値が大きいくほど水質が悪化していることを示す。



- 4 - * 面源 = 農地や市街地等から流出する排水など汚濁発生源が特定できないものをいう。

2 今後の方向（今後重点的かつ緊急に取り組むべき施策例）

(1) 霞ヶ浦の水質浄化対策の推進（有機物や窒素・りんへの負荷削減）

生活排水や工場排水など汚濁発生源が特定できる「点源」や、農地や市街地等から流出する排水など汚濁発生源が特定できない「面源」など、すべての汚濁発生源において例外なく負荷削減するための取組みを推進します。

対 象		取 組 方 向
点 源 対 策	生活排水	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道，農業集落排水，合併処理浄化槽等による処理率の向上（処理率（目標）：67% 100%） ・処理能力の高い浄化槽（高度処理型浄化槽）の設置促進
	工場・事業場排水	<ul style="list-style-type: none"> ・排水規制の対象の拡大（日平均排水量 20m³の事業場等 すべての事業場等）
	家畜排せつ物	<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥化施設・処理施設等の整備促進による適正な処理や利用の推進
面源対策		<ul style="list-style-type: none"> ・農地や市街地等からの流出水に係る効果的な浄化手法を新たに確立（循環かんがい施設等による浄化手法の検証など）



処理能力の高い処理浄化槽の設置

(2) 県民参加による環境保全活動の推進（啓発活動，仕組みづくり）

霞ヶ浦の水質を保全する上では，裾野の広い草の根的な運動を継続していくことが重要であり，霞ヶ浦の重要性を再認識し，社会全体で支えていく取組みを推進します。



（面源対策：滋賀県の事例）

* 初期の雨水（濁水）を一度貯留沈殿槽にため，植生浄化等を経て河川に放流することにより，汚濁負荷を削減します



市民ボランティアによる湖岸の清掃活動

森林・湖沼環境税（仮称）案

〔税制度導入に当たっての基本的な考え方〕

自然環境の公益的機能の恩恵は、すべての県民が等しく享受しています。

自然環境の公益的機能の発揮を目的とする取組みを進めるための財源は、県民に幅広く負担を求めているかどうかと考えています。

自然環境を社会全体で支える観点から、県民に幅広く負担を求めることができ、自然環境の重要性を再認識できる税により負担を求めているかどうかと考えています。

1 目 的	森林の保全整備 霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全
2 負 担 者	すべての県民（個人・法人） ＊県民税均等割が非課税となる方は除きます。
3 税 率	県民税均等割に次の額を上乗せする方式 個人：年間 1,000 円（月額約 83 円に相当） 法人：均等割額の 10% （法人の税率は、5 段階に区分されており、上乗せ額は、 資本金等の額が 1 千万円以下の場合は年間 2,000 円、 1 億円以下の場合は年間 5,000 円となります。）
4 課税期間	5 年間 ＊一定期間を経た段階で施策の効果を検証し制度を見直します。

〔他県の状況〕

既に全国の半数以上の 25 県で導入済です。

高知，岡山，鳥取，島根，愛媛，山口，熊本，鹿児島，福島，兵庫，奈良，大分，滋賀，岩手，静岡，宮崎，神奈川，和歌山，富山，山形，石川，広島，長崎，福岡，栃木

栃木県でも、平成 19 年 6 月に条例が可決されたところです。

参考：茨城県の実財政改革の主な取り組み状況等（H6～H18）

職員数の削減

一般行政部門：6,791人 → 5,689人（1,102人減）、教育部門：25,464人 → 23,797人（1,667人減）

組織のスリム化

1部1局9課を削減（本庁組織を見直し（H7：8部2局79課 → H18：7部1局70課））

事務事業の見直し

約2,385億円を確保（一般行政施策の見直し、公共投資の縮減、内部管理経費等の節減など）

県税などの歳入対策

約561億円を確保（法人県民税法人税割超過課税及び核燃料等取扱税による県税収入約451億円、
使用料手数料等約48億円、県有未利用地売却収入約62億円）

*このほか、滞納整理の強化等により、県税徴収率向上を図りながら、税収確保に努めている。

市町村への権限移譲

52法令等664事務の権限を移譲（H14年度からまちづくり特例市制度を実施：10市指定）

職員の意識改革、県民サービスの向上など

県民サービス憲章の制定（H15）、目標チャレンジ制度・アイデアオリンピックの実施（H15～）、
一職場一改善運動・あいさつ声かけ運動の推進（H16～）

なお、人件費の抑制の観点から、約569億円を削減（特別職・一般職の給与カット、期末勤勉手当の削減等）。

・H19.4から当面2年間一般職員の給与カット実施（3.5～5%）

・例：56歳課長（配偶者あり） 約62万円/年カット

こうした取り組みを行ってもなお、次のとおり、一般財源(*)が不足すると見込まれる。（財政集中改革プラン（H19.3一部改定））

平成20年度： 550億円、平成21年度： 450億円（*）一般財源：県税収入など、どのような経費にも充てることができる財源